第110　連結決算日

［1　略］

2　特定関連会社の決算日が連結決算日と異なる場合には、特定関連会社は、連結決算日に正規の決算に準ずる合理的な手続により決算を行わなければならない。(注75)

＜注75＞　［略］

第111　会計処理の原則及び手続

1　同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、地方独立行政法人及び関係会社が採用する会計処理の原則及び手続は、「第11節　地方独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として地方独立行政法人の会計処理に統一しなければならない。(注76)

［2　略］

＜注76＞　［略］

第112・第113　［略］

第114　特定関連会社の資産及び負債の評価

1　連結貸借対照表の作成に当たっては、特定関連会社に該当することとなった日において、特定関連会社の資産及び負債のすべてを、特定関連会社に該当することとなった日の時価により評価しなければならない。(注77)

［2　略］

＜注77＞　［略］

第115　［略］

第116　少数株主持分

［1　略］

2　特定関連会社の欠損のうち、当該特定関連会社に係る少数株主持分に割り当てられる額が、当該少数株主の負担すべき額を超える場合には、当該超過額については、当該特定関連会社との関係を勘案して処理するものとする。(注78)

＜注78＞　［略］

第117・第118　［略］

第119　関連会社等に対する持分法の適用

1　連結の範囲に含めない特定関連会社及び関連会社に対する出資については、原則として持分法を適用しなければならない。(注79)

［2～4　略］

＜注79＞　［略］

第120　表示区分

［1　略］

2　流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、繰延資産、流動負債及び固定負債は一定の基準に従い、その性質を示す適切な名称を付した科目に明瞭に分類して記載するものとする。(注80)

＜注80＞　［略］

第121～第124　［略］

第99　連結決算日

［1　同左］

2　特定関連会社の決算日が連結決算日と異なる場合には、特定関連会社は、連結決算日に正規の決算に準ずる合理的な手続により決算を行わなければならない。(注71)

＜注71＞　［同左］

第100　会計処理の原則及び手続

1　同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、地方独立行政法人及び関係会社が採用する会計処理の原則及び手続は、「第11節　地方独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として地方独立行政法人の会計処理に統一しなければならない。(注72)

［2　同左］

＜注72＞　［同左］

第101・第102　［同左］

第102　特定関連会社の資産及び負債の評価

1　連結貸借対照表の作成に当たっては、特定関連会社に該当することとなった日において、特定関連会社の資産及び負債のすべてを、特定関連会社に該当することとなった日の時価により評価しなければならない。(注73)

［2　同左］

＜注73＞　［同左］

第103　［同左］

第104　少数株主持分

［1　同左］

2　特定関連会社の欠損のうち、当該特定関連会社に係る少数株主持分に割り当てられる額が、当該少数株主の負担すべき額を超える場合には、当該超過額については、当該特定関連会社との関係を勘案して処理するものとする。(注74)

＜注74＞　［同左］

第106・第107　［同左］

第108　関連会社等に対する持分法の適用

1　連結の範囲に含めない特定関連会社及び関連会社に対する出資については、原則として持分法を適用しなければならない。(注75)

［2～4　同左］

＜注75＞　［同左］

第109　表示区分

［1　同左］

2　流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、繰延資産、流動負債及び固定負債は一定の基準に従い、その性質を示す適切な名称を付した科目に明瞭に分類して記載するものとする。(注76)

＜注76＞　［同左］

第110～第113　［同左］